

令和4年度 技能労務職給料表の作成について

技能労務職給料表の本年の公民較差に基づく給与改定に関しては、この間の経過を踏まえ、行政職給料表の改定との均衡を考慮した改定を行うこととし、改定手法についても行政職給料表と同様とする。

[1級]

- ・行政職給料表1級及び2級との均衡を考慮し、初任給の基幹7号給までを7,000円の引上げ、次の基幹8号給から21号給まで改定率を0.17%ずつ遞減させ、モデル昇給で35歳時点に適用される基幹22号給で行政職給料表の4級以下の平均改定率である2.06%の引上げとした。モデル昇給で36歳時点に適用される基幹23号給以上は定率である2.04%の引上げとした。

[2級]

- ・行政職給料表3級との均衡及び昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、1級の基幹22号給に対応するため4,600円の引上げとし、次の基幹2号給以上は、1級のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹23号給以上に対応するため、定率である2.04%の引上げとした。

[3級]

- ・行政職給料表4級との均衡を考慮し、基幹1号給以上は、2級のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹2号給以上に対応するため、定率である2.04%の引上げとした。

次に、給料月額総額に対して、行政職給料表4級以下の平均改定率を乗じて得た額を、最終的な改定原資とした。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{技能労務職最終改定原資} & \\
 1,095,925,700 & \times & 2.06\% & = & \mathbf{22,576,069} \\
 \text{給料月額総額} & & \text{行政職給料表} & & \\
 & & 4\text{級以下平均改定率} & &
 \end{array}$$

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行い、立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○同一級内の昇給間差額（昇給カーブを現行から変更しないこと）

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行った。

1級は基幹 15 号給から 17 号給まで、基幹 23 号給から 25 号給まで及び基幹 36 号給から 45 号給までに、マイナス 100 円からマイナス 400 円までの調整を行った。

2級は基幹 10 号給及び 15 号給から 22 号給までに、マイナス 100 円又はマイナス 200 円の調整を行った。

3級は基幹 4 号給及び基幹 5 号給に、マイナス 100 円又はマイナス 200 円の調整を行った。

残った原資の配分については、給料表構造を維持しつつ、次の順序で配分を行った。

- ① 立上調整（マイナス）を行った 1 級の基幹号給に対して給料表構造を維持する範囲で復元するため、基幹 14 号給から 25 号給まで及び基幹 33 号給から 45 号給までに、プラス 100 円からプラス 400 円までを配分。
- ② 改定額の上下関係のバランスを考慮して、3 級の基幹 4 号給にプラス 100 円を配分。この配分に伴い、昇給間差額に新たな双山が発生したため、基幹 5 号給及び基幹 6 号給にそれぞれプラス 100 円を配分。

③ 改定額が5,200円未満の基幹号給に対して5,200円になるよう配分。

1級は基幹21号給から31号給までに、プラス100円からプラス400円までを配分。この配分に伴い、昇給間差額に新たな双山が発生したため、1級の基幹19号給から基幹21号給まで及び基幹32号給にプラス100円からプラス300円までを配分。

2級は基幹1号給から4号給までにプラス100円からプラス600円までを配分。この配分に伴い、昇給間差額に新たな双山が発生したため、基幹4号給及び基幹5号給にそれぞれプラス100円を配分。

最終改定原資の範囲内となるよう調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：%)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1級	1,881	7,000	5.48	5,500	2.03	5,534	2.10
2級	1,418	5,200	2.23	6,800	2.04	6,068	2.02
3級	506	5,700	2.05	7,200	2.04	7,041	2.04
平均	3,805					5,933	2.06

なお、再任用職員については、行政職給料表との均衡を考慮して平均改定率での改定を実施した。